



広報

2015 June No.326

みはら



土佐硯の里

入学おめでとう



三原小学校入学式

6

人口と世帯数 | 総人口：1,686人 | 男：816人 | 女：870人 | 世帯数：781世帯

(平成27年4月30日現在)

議会だより

平成27年6月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

3月定例会

- 村長行政報告 ①ページ
- 村政のここが聞きたい・一般質問 ①ページ
- 3月定例会議案審議 ③ページ
- 常任委員会の動き ⑦ページ
- 議会議員決まる ⑧ページ

村長行政報告

地方創生について

国は、平成26年12月27日地域住民生活等緊急支援のための交付金を平成26年度補正予算対応で創設し、生活支援型、地方創生先行型で構成され、本村は、この2つについて検討を行ない、事業について申請をしている。

太陽光発電については、昨年4月から本年2月末までの11ヶ月の発電量は約1百2万キロワット、売電収入は、約4千3百93万円である。これに3月分の収入をプラスし、年間収入総額から維持管理等の必要経費を差し引いた額を、むらおこし基金に積み立てをした。健康対策については、集団検診事業など多くの方々を受診していただき幡多市町村の中では、上位の受診率となっておりま。

国民健康保険事業の運営状況が、税率を据え置きした中、財政調整基金を取り

崩し対応してきましたが、国保改革による保険者の都道府県化に伴う負担の増額も予想されることから次年度以降の保険税率の見直しは必要だと考えている。

本年3月に第6期の村高齢者保健福祉及び介護保険事業を計画、策定した。

介護費用の増額が想定され対応するため、保険料基準額を月に3百円上げ4千6百円とする事としている。

少子高齢化は、本年4月から施行される子ども、子育て支援新制度に伴い、保育料の保護者負担料の改正が必要であり、本村では軽減の改正を検討中である。

一般質問

質問 浅井大徳



防災について

南海トラフ大地震の発生

が危惧される中、高知県や他市町村は取り組むべき対策を取りまとめ、行動計画などを作成しているが、6月、9月議会でも質問した三原村地域防災計画は作成中だったができたのか。又、今だ作成中であればどういう取り組みをしてきたのか。

答弁 田野村長

三原村地域防災計画は防災会議を開いた結果、計画の資料ができており今月末、再度防災会議を開き承認していただく。

質問 大久保智康



星ヶ丘団地

誘致売却について

平成12年4月に83区画が完成し、37区画が売却済で28戸が建築入居となっている。残り46区画はどのような販売をしているのか。土地は荒れ雑草ははびこり管理費用ばかり発生してい

る。インターネットなどホームページによる販売を進めるべきと考えるがどうか。建築も村内の杉、ヒノキを使い、村内の大工を使う事を条件に補助金を付ける事を提案したい。

答弁 田野村長

本村土地開発公社と、高知県建物取引協議会と宅地売却に関する協定を締結し進めている。昨年の土地開発公社役員会では、販売不振で土地の値下げを検討すべきとの意見もあり、5月の役員会で事務局作成中の検討資料を提案し、理事の判断をいただく事になっている。ホームページにはのせて販売は進めている。

霊園について

質問

星ヶ丘団地の霊園の整備が必要と考える。

土地を購入された方と現在生活されている方は無料で提供してはどうか。必要な近隣の方には格安で販売してはどうか。

答弁

村は霊園については考えていない。来栖野にも霊園がかなりあまった所があり、有効利用できないか。

質問 横本行雄



改善センター 改修について

農業構造改善センターの改修について、平成26年6月議会で、関係者での話し合いがされていないと予算削減され、今回また出ているが、先日の臨時総会でも多くの疑問が出た。拠点として必要だと理解できるが、隣に立派な調理場がある。必要ならそこを改修して有効利用すべきで、新たに調理場をつくる必要はないのではないか。テラスについても利用価値に疑問を持っている。この改修が本当に必要なのか。又関係者

との話し合いがされているのか何う。

答弁 田野村長

計画の目的は、お遍路さん等三原村に来ていただいた方、サッカー場、ヒメノボタンの里等にきていただいた方達が、ゆつくり三原村の食材を味わったり、やすらぎをつくっていく場にしたたいと考えている。6ヶ市町村の中でもつくってくれとの話しもある。週に2、3日はひまわりの会等各地区で活動している団体に利用してもらい、通常は1、2名の常勤の方をおき、食堂、喫茶コーナーとして三原村を満喫していただく。その為の改修計画であり必要であると考えている。

集活センター について

質問

私も区長として福祉部会に所属しているが、昨年9月に一度会をしたが、その後具体的な活動の内容について話されていない。先日の臨時総会でも活動について

多くの疑問が出された。各部会で話し合いができていないのか。幹部だけの話し合いになっていのではないのか。もつと議会も含め多くの方の意見を取り入れる活動が必要ではないか何う。

私は局長が各地区に入っで努力している事は認めている。基本となるものは村が持っている。各部会の役員、村の担当職員も各地区を回り、各部会の基本的な考え方を説明していかなければ会員の理解は得られないと考える。

答弁

平成25年当初の事業計画にもとづき各部会が、県の指導、村の支援で皆様と課題に対する取り組みについて協議してきた。ただ村全体で行なっている事例がなく、全てにおいて手探りで進んでいる。何より住民の皆様が主体となり活動できる協議会との原点にかえり、各地区で就労グループ等との話し合いを進めている。今後短期、長期の課題を明確にし、27年度に向け検

討しながら進めていく。現時点で集活の組織は90%くらい稼働率で動いていると感じている。それが役員、村民に伝わる伝わらないは確信は持てないが、各地区にとけこみ、今後の取り組みについて村民の皆様と話し合いを進めていると思っている。

質問 武内茂充



予算の編成と 執行について

平成27年度当初予算案には、産業振興計画の部分のユズ事業、集落活動センター事業、その他村の今後にとり大変重要な事業が数多く提案され、特にユズ事業には施設整備事業等で予算額も高額となっている。これら事業を計画するためには、今までの普通建設事業とは違い、将来あるべき姿をしっかりと示し、継続

可能な運営をイメージ出来る戦略と戦術、それを含む複数年の全体計画を当然示す必要がある。計画を立てる、実行する、評価する、改善する、この事業をするにあたって非常に重要で当然の業務、職務だと指摘し、27年度事業計画案の提案理由も説明不十分で、今までの事業も着実にというより、その場感があり、今後この予算事業に加え、地方創生事業の計画作りから始まり予算化される予定となっている。

職員の数も少なく、日々の業務に追われている現実はあるが、職員の考え方も含めて、全体の体制作りを考える必要がある。村長の所見を伺う。

答弁 田野村長

平成 27年度当初予算は、ユズ関係予算を中心に前年比37・1%増の予算編成となっており、特に産業建設関係の予算が増加している。事業に取り組むには、将来予測を立てて、それに向かって段階的に計画を作成

する事が必要であり、今後地方創生での村の総合戦略対策が必要な中で、担当課でなく各課の連携をはかりながら事務業務に取り組みを進める。

地方創生総合戦略 策定について

質問

今議会には、三原村版総合戦略策定の費用が予算化もされておりますが、策定にあたり出来るだけ多くの村民の意見、各種団体、役場職員と色々な意見を参考にして、当然平成28年度の当初予算には何らかの事業が予算化出来るように計画するべきだと考える。そう
いう中、戦略策定、戦術をどういった形で積み上げていくのか、今後のスケジュールを伺いたい。

答弁

平成27年度の策定、計画を目指しております。この計画策定の基礎資料作りとして、庁内の幹部会、課長補佐会、職員の意見交換、意見聴取を図りながら、その計

画に向けて充実を図り、その他村内の各種団体等の意見にも当然聞く耳を立て、より良い計画になるよう進めて行きたい。
スケジュールについては今の段階ではまだない。

質問

スケジュールは、内容手法も関係ないわけで、28年度の当初予算には、何らかの事業計画を予算化するためには、27年度中に計画を作っても間に合わない。しっかりとしたスケジュールを組んでやらないといけないと指摘する。

議案審議

●三原村表彰条例の一部改正
全会一致 可決

●三原村職員定数条例の一部改正
全会一致 可決

●特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
全会一致 可決

質疑 田村清廣

報酬の中の教育委員会委員長
のポストが無くなるが、いつからか。教育委員会とは別に総合教育会議を設けるのか。

答弁 武内総務課長

附則部分は法の施行は4月1日からですが、本村は教育長の任期が30年4月16日まで、または現教育長がかけた日の早い設定で村は現在の教育委員会の体制でいく事になる。

答弁 沖本教育次長

自治体の方は総合教育会議を開くということですが、制度改正については、首長の権限を強くする。

全会一致 可決

●証人等の実費弁償に関する条例の一部改正
全会一致 可決

●特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部改正
全会一致 可決

●三原村立保育所条例の制定
質疑 田村清廣

保育所の中に就学前教育について考えがあれば何う。保護者の中に、普段は保育所に通わず緊急的に面倒みれない時、保育所で半日とか一日程度預かる方法はないか。

答弁 矢野住民課長

小学校直前の大きい組は一定の初等教育は行なっている。一時預かりについては、保護者の要望が多くあれば対応して行く

全会一致 可決

●三原村介護保険条例の一部改正
質疑 田村清廣

所得段階が6段階から9段階に変わる。今後国の助成制度で保険料が若干下がると言われているが条例の中で保険料はどうなるのか。

答弁 矢野住民課長

この段階は、国の案の示された基準通り年金収入

に依じて9段階に分けられている。減額率改正案が成立すると前回の額より低くなる予定。

質疑 横本行雄

低所得者程負担がふえるという形ではなく、村として保険料の減額とか免除など助成はとれないか。

答弁 矢野住民課長

保険料は相互の助けあい、一般会計投入は原則に反すると国からも指示が出ている。今の段階では国の示すとおり補てんは考えていない。

答弁 田野村長

村は考えていない。

討論 横本行雄

負担率の変更について、低所得者程負担がふえるという事で反対する。

討論 田村清廣

国は法律の改正で低所得者に手厚い助成制度をかまえており、1段階から4段階については国の保険料の減免強化をするとしている。最終的には支払いも減ってくる段階もあると考える。

賛成多数 可決

●三原村指定介護予防支援

等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定

全会一致 可決

●三原村地域包括支援センター

の包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例の制定

全会一致 可決

●教育長の給与、勤務時間

その他の勤務条件に関する条例の廃止

全会一致 可決

●三原村教育長の勤務時間

その他の勤務条件に関する条例の制定

質疑 田村清廣

教育委員は現在4名ですが、新教育長は教育委員ではなく3名となるが、法律施行後の教育委員会のあり方を問う。

答弁 沖本教育次長

教育委員会の定数は5名と変わらない。新制度は村長が教育長を任命する。30年4月16日以後は教育長の職務代理者を委員の中で選任して運用していく。

全会一致 可決

●平成26年度一般会計歳入

歳出補正予算
既決額に7千1百4万3千円を追加し、25億7千8百81万8千円とする。

質疑 田村清廣

空き家再生事業は、合計6軒が繰り越しとなっている。改修後、空き家のままとする事はないか。

答弁 田辺産業建設課長

移住者が基本になつていますが、村内で結婚しても住する所がない時にも使える。今後計画している相談会では、先に改修し募集をする。早急に対応したい。

質疑 田村清廣

地方創生の先行型の9百万円は、将来の人口分析は

27年国勢調査である程度出ると思う。

これだけの予算が必要か。

答弁 武内総務課長

人口分析は、出生死亡の推移、女性の年齢別出産数、出生率の推移、転入先、転出先、時系列の年齢別の分析、次に人口問題研究所推計に

遵守した推計、経済活動別

生産額など、生産活動に関する基礎的データを委託し整理分析をする。次に人口の変化、将来の地域住民の生活や経済、地方行政に与える影響について分析を考察する。分析手法については、委託業者と協議し進める事になっている。

質疑 武内茂充

補正額で減額が目立っている。その理由を問う。遅れたとか不採択になった部分があったと思うが、毎年不採択があったのかどうか。

答弁 田辺産業建設課長

林業費の当初予定した植付は、申請時に要望配分がもらえなかった。土木管理費については、県の配分で

すので繰り越しなどで落としていると考える。道路橋梁費は国の予算配分の中で委託がもらえなかった。27年度は道路橋梁費が新たに追加されている。地盤崩壊事業は、申請段階で災害等は配分が無かった

は配分が無かった

質疑 武内茂充

空き家対策ですが、推進する人員を1人配置したが、産業建設課との役割分担は。

答弁 田辺産業建設課長

契約委託関係を4月中旬に解決し、地域の方に仕様書を持つて再度出向く。

質疑 宮地臣一

空き家対策について、登録数とその内改修が必要な戸数を問う。また教員住宅も対象になるのか。

答弁 田辺産業建設課長

正式に登録している数はないが、村に借してもよいという人は3軒もらつている。4月中には6軒は決定したい。教員住宅も対象となり計上した。

全会一致 可決

●平成26年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算
既決額から2千7百40万4千円を減額し、3億66万3千円とする。
全会一致 可決

●平成26年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出補正予算
既決額から78万円を減額し、4千5百30万7千円とする。
全会一致 可決

●平成26年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出補正予算
既決額から4千2百90万円を減額し、6千4百11万6千円とする。
全会一致 可決

●平成26年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算
既決額に35万4千円を追加し、2千8百41万1千円とする。
全会一致 可決

●平成26年度三原村電気事業特別会計歳入歳出補正予算
既決額から5百50万7千円を減額し、3千3百39万3千円とする。
全会一致 可決

●平成26年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算
既決額から3千4百96万1千円を減額し、2億3千1百36万円とする。
質疑 田村清廣

●平成26年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算
既決額に6百60万円を追加し、4千8百60万円とする。
全会一致 可決

●平成27年度三原村一般会計歳入歳出予算
定例会初日に上程した予算を、説明不足ということで、ユズ関連事業費3億8千9万円及び集落活動センター拠点整備での農業構造改善センター改修費2千5百10万円、合計4億5百19万円の予算を撤回し、削除後の予算を再上程した。
提案理由の説明で、ユズ関連事業等については、今後十分説明し、再提案したいとの意向が示され、予算審議に入った。
予算総額を21億5千6百91万円とする。
質疑 武内茂充
部落交付金1百40万円の財源を伺う。

●平成27年度三原村一般会計歳入歳出予算
定例会初日に上程した予算を、説明不足ということで、ユズ関連事業費3億8千9万円及び集落活動センター拠点整備での農業構造改善センター改修費2千5百10万円、合計4億5百19万円の予算を撤回し、削除後の予算を再上程した。
提案理由の説明で、ユズ関連事業等については、今後十分説明し、再提案したいとの意向が示され、予算審議に入った。
予算総額を21億5千6百91万円とする。
質疑 武内茂充
部落交付金1百40万円の財源を伺う。

●平成27年度三原村一般会計歳入歳出予算
定例会初日に上程した予算を、説明不足ということで、ユズ関連事業費3億8千9万円及び集落活動センター拠点整備での農業構造改善センター改修費2千5百10万円、合計4億5百19万円の予算を撤回し、削除後の予算を再上程した。
提案理由の説明で、ユズ関連事業等については、今後十分説明し、再提案したいとの意向が示され、予算審議に入った。
予算総額を21億5千6百91万円とする。
質疑 武内茂充
部落交付金1百40万円の財源を伺う。

質疑 田村清廣
売電収益を村民に見える形でこの会計から還元しな
いか。
答弁 藤本副村長

質疑 武内総務課長
太陽光の収入を充当する。
質疑 横本行雄
部落交付金の使用範囲を
伺う。

質疑 田村清廣
多額の減額だが、施設入
所待期者はいないのか。
答弁 矢野住民課長
第5期推計予算で多めに
組んでいたが、利用者が少
なかった。
全会一致 可決

質疑 宮地臣一
田村議員の指摘した諸収
入の減額の事務処理につい
て、農業公社に約4千8百
万円の貸付金の予算が提案
されている。一度諸収入で
受け入れて、貸付金に乗
せして提案するのが妥当な
処理ではないか伺う。

質疑 藤本副村長
農業公社の運営に充てる
為繰り延べた。
質疑 宮地臣一
ユズジュースを現在の
ペットボトルからカート缶
に変更の為の補助金9百万
円で、製造は外部委託を考
えているようだが、変更す
る事により収益はどれくら
い見込んでいるのか。将来
的に村内製造は行なわな
いとの考えか。又この補助金
は本年度限りか伺う。

質疑 武内総務課長
集会所の電気代と維持費
に使用できるものです。
質疑 田村清廣
諸収入が前年より1千9
百万円減額の理由を伺う。
答弁 藤本副村長
農業公社の運営に充てる
為繰り延べた。
質疑 宮地臣一
ユズジュースを現在の
ペットボトルからカート缶
に変更の為の補助金9百万
円で、製造は外部委託を考
えているようだが、変更す
る事により収益はどれくら
い見込んでいるのか。将来
的に村内製造は行なわな
いとの考えか。又この補助金
は本年度限りか伺う。

質疑 藤本副村長
農業公社の運営に充てる
為繰り延べた。
質疑 宮地臣一
ユズジュースを現在の
ペットボトルからカート缶
に変更の為の補助金9百万
円で、製造は外部委託を考
えているようだが、変更す
る事により収益はどれくら
い見込んでいるのか。将来
的に村内製造は行なわな
いとの考えか。又この補助金
は本年度限りか伺う。

質疑 藤本副村長
農業公社の運営に充てる
為繰り延べた。
質疑 宮地臣一
ユズジュースを現在の
ペットボトルからカート缶
に変更の為の補助金9百万
円で、製造は外部委託を考
えているようだが、変更す
る事により収益はどれくら
い見込んでいるのか。将来
的に村内製造は行なわな
いとの考えか。又この補助金
は本年度限りか伺う。

質疑 藤本副村長
農業公社の運営に充てる
為繰り延べた。
質疑 宮地臣一
ユズジュースを現在の
ペットボトルからカート缶
に変更の為の補助金9百万
円で、製造は外部委託を考
えているようだが、変更す
る事により収益はどれくら
い見込んでいるのか。将来
的に村内製造は行なわな
いとの考えか。又この補助金
は本年度限りか伺う。

質疑 藤本副村長
農業公社の運営に充てる
為繰り延べた。
質疑 宮地臣一
ユズジュースを現在の
ペットボトルからカート缶
に変更の為の補助金9百万
円で、製造は外部委託を考
えているようだが、変更す
る事により収益はどれくら
い見込んでいるのか。将来
的に村内製造は行なわな
いとの考えか。又この補助金
は本年度限りか伺う。

質疑 藤本副村長
農業公社の運営に充てる
為繰り延べた。
質疑 宮地臣一
ユズジュースを現在の
ペットボトルからカート缶
に変更の為の補助金9百万
円で、製造は外部委託を考
えているようだが、変更す
る事により収益はどれくら
い見込んでいるのか。将来
的に村内製造は行なわな
いとの考えか。又この補助金
は本年度限りか伺う。

質疑 藤本副村長
農業公社の運営に充てる
為繰り延べた。
質疑 宮地臣一
ユズジュースを現在の
ペットボトルからカート缶
に変更の為の補助金9百万
円で、製造は外部委託を考
えているようだが、変更す
る事により収益はどれくら
い見込んでいるのか。将来
的に村内製造は行なわな
いとの考えか。又この補助金
は本年度限りか伺う。

質疑 藤本副村長
農業公社の運営に充てる
為繰り延べた。
質疑 宮地臣一
ユズジュースを現在の
ペットボトルからカート缶
に変更の為の補助金9百万
円で、製造は外部委託を考
えているようだが、変更す
る事により収益はどれくら
い見込んでいるのか。将来
的に村内製造は行なわな
いとの考えか。又この補助金
は本年度限りか伺う。

質疑 藤本副村長
農業公社の運営に充てる
為繰り延べた。
質疑 宮地臣一
ユズジュースを現在の
ペットボトルからカート缶
に変更の為の補助金9百万
円で、製造は外部委託を考
えているようだが、変更す
る事により収益はどれくら
い見込んでいるのか。将来
的に村内製造は行なわな
いとの考えか。又この補助金
は本年度限りか伺う。

質疑 藤本副村長
農業公社の運営に充てる
為繰り延べた。
質疑 宮地臣一
ユズジュースを現在の
ペットボトルからカート缶
に変更の為の補助金9百万
円で、製造は外部委託を考
えているようだが、変更す
る事により収益はどれくら
い見込んでいるのか。将来
的に村内製造は行なわな
いとの考えか。又この補助金
は本年度限りか伺う。

質疑 矢野住民課長
じ大きさを考えているよう
だが、小さい規模のバスに
出来ないものか伺う。

質疑 宮地臣一
現在利用者がほとんどお
年寄りで、手押し車等も一
緒に乗車する。又常時では
ないが大人数が乗る場合も
あり、現在の規模で考えて
いる。

質疑 宮地臣一
ユズジュースを現在の
ペットボトルからカート缶
に変更の為の補助金9百万
円で、製造は外部委託を考
えているようだが、変更す
る事により収益はどれくら
い見込んでいるのか。将来
的に村内製造は行なわな
いとの考えか。又この補助金
は本年度限りか伺う。

質疑 藤本副村長
農業公社の運営に充てる
為繰り延べた。
質疑 宮地臣一
ユズジュースを現在の
ペットボトルからカート缶
に変更の為の補助金9百万
円で、製造は外部委託を考
えているようだが、変更す
る事により収益はどれくら
い見込んでいるのか。将来
的に村内製造は行なわな
いとの考えか。又この補助金
は本年度限りか伺う。

質疑 藤本副村長
農業公社の運営に充てる
為繰り延べた。
質疑 宮地臣一
ユズジュースを現在の
ペットボトルからカート缶
に変更の為の補助金9百万
円で、製造は外部委託を考
えているようだが、変更す
る事により収益はどれくら
い見込んでいるのか。将来
的に村内製造は行なわな
いとの考えか。又この補助金
は本年度限りか伺う。

質疑 藤本副村長
農業公社の運営に充てる
為繰り延べた。
質疑 宮地臣一
ユズジュースを現在の
ペットボトルからカート缶
に変更の為の補助金9百万
円で、製造は外部委託を考
えているようだが、変更す
る事により収益はどれくら
い見込んでいるのか。将来
的に村内製造は行なわな
いとの考えか。又この補助金
は本年度限りか伺う。

質疑 藤本副村長
農業公社の運営に充てる
為繰り延べた。
質疑 宮地臣一
ユズジュースを現在の
ペットボトルからカート缶
に変更の為の補助金9百万
円で、製造は外部委託を考
えているようだが、変更す
る事により収益はどれくら
い見込んでいるのか。将来
的に村内製造は行なわな
いとの考えか。又この補助金
は本年度限りか伺う。

ことは出来ないと考えている。補助金は今回限りと考えている。

質疑 浅井大徳

ヒメノボタンの里づくり事業費の使途は何か。

答弁 田辺産業建設課長

年間雇用2名を含め星ヶ丘公園の維持費を計上している。

質疑 田村清廣

農業公社への貸付金4千8百98万1千円は、公社の収支計画書では補助金収入とあるが、将来返還を求めらるものか何う。

答弁 藤本副村長

貸付金ですので、当然公社が村に対して返還するものだ。

質疑 田村清廣

空き家改修の予算が昨年度分も含め8戸予定されている。これは民家を村が借り改修するものだが、年度内に完了する事ができるのか何う。

答弁 田辺産業建設課長

今年度中に8軒を完了したい。

質疑 武内茂充

ユズジュースリニューアル予算9百万円は、将来的には大きな方向転換の始まりの事業予算だと考えている。ユズ加工事業は平成22年より相当額の補助金を入れてきたが、変更するにあたりどのような部署、人員数で評価、検証し、策定したのか。又、その資料は本議会に提出できるのか何う。

答弁 田辺産業建設課長

検証は農業公社の理事長、副理事長、販売促進員、業者の販売促進担当の方で行い変更を計画した。細かい所は今回は計上出来ない。

質疑 武内茂充

検証は4名で行なって、農業公社の理事会、又専務理事等の意見は聞いていない。検証するための資料は提出出来ないとの答弁と受け取って良いか。

質疑 武内茂充

農業公社への貸付金4千8百98万1千円です。現場の責任者である専務理事

が、今回撤回された、ユズ事業関連予算3億8千90万円の詳細をほとんど理解していないなど、公社の組織、体質にかなり問題がある。生産、加工、販売までを一貫して把握出来る組織になっているのか。組織として不十分なままの公社に、要求通りの貸付金の支出は適当であると考えるのか何う。

答弁 藤本副村長

責任者は専務理事です。その中で専務理事が栽培の担当、もう1人が営業関係を担当という仕事体系で進めている。又今後の試算案が公社より提出され、執行部で協議し提案した。

質疑 武内茂充

今年度中に集落活動センターの開所式を行なうよう計画しているが、開所式の人員と報酬は考えているのか、その財源はあるのか。そして現在の推進協議会と事務局の位置付けはどうなるのか何う。

答弁 田辺産業建設課長

開所後の人員配置は、現

状の事務局長と事務員で対応する。

質疑 武内茂充

移住促進共同住宅は計画当初、集落活動センターの財源の一つとの目的があったが、現在村が直接管理している。今年中に集活センターも開所する。今後管理を移す予定はあるのか何う。

答弁 田辺産業建設課長

最終的には指定管理を集活に移行したいと考えているが、現状4名しか入居していない。7名が常時入居出来るような形が出来たら考える。

質疑 横本行雄

集落営農リーダー養成研修は毎年予算化し実施しているが、組織だったものが進んでいるのか何う。

答弁 田辺産業建設課長

現在、正式ではないが手を挙げてくれそうな所が1団体できた。将来に集落営農は必要で研修は継続していきたい。

質疑 横本行雄

空き家再生事業は、村が家主より借り受け改修し、

10年間貸し出すものだが、10年後の契約は村は関与しないのか何う。

答弁 田辺産業建設課長

10年以降については、家主と借主の要望により協議に入るべきとは考えるが、最終的には家主と借主の契約になる。

質疑 大久保智康

来栖野トンネルは、自転車、歩行者には暗くて危険である。もう少し予算をとって対応できないか何う。

答弁 田辺産業建設課長

専門業者の見積りを取り電気料、修繕費を計上し対応するようにしている。

質疑 浅井大徳

星ヶ丘のふれあい広場の芝の管理費に比べ、使用料が安いのではないか、料金の改善は考えていないのか何う。

答弁 武内総務課長

本年度に反映しようと考えていたが、出来ていない。27年に考えていく。

常任委員会の動き(1月～3月)

総務

1月28日

- ◎公民館の建て替えについて現状報告を受ける。
- ◎三原バス、保育料、地方創生事業について協議検討。

- ◎藤本電器の関係の説明及び協議

3月6日

- ◎3月議会対応について
補正予算、27年度当初予算等説明を受ける。

産業建設

2月16日

- ◎ユズ事業の進捗状況について説明を受け協議
- ◎当初予算の説明を受け、村道来栖野線、農構センターの改修について協議。

3月5日

- ◎3月議会対応について
補正予算、27年度当初予算等説明を受ける。
- ◎農構センターの改修、ユズ事業について協議。

自然エネルギーに関する調査特別委員会

3月11日

- ◎3月議会対応。

平成27年

第2回臨時会

議案審議

- 専決処分承認を求めることについて
全会一致 可決

- 平成27年度三原村一般会計歳入歳出補正予算
既決額に1千万円を追加し、21億6千6百91万円とする。
全会一致 可決

- 平成27年度三原村簡易水道特別会計歳入歳出補正予算
既決額に6百50万円を追加し、7千9百10万円とする。
全会一致 可決

三原村監査委員の選任

住所 三原村上下長谷
3百11番地1

氏名 田村清廣

(昭和24年6月1日生)

任期

平成27年5月8日から
平成31年4月30日まで

全会一致 同意

議会議員の報酬の特例に関する条例を(議員報酬を1人月額1万円を減額するもの)を廃止した。

平成の合併議論の中、単独自立を選択することになった為、地方交付税の減額、各種補助金の削減等、財政状況が年々厳しさを増す事が予想された。

平成17年の三原村行政改革推進委員会の答申で、議員定数について、平成19年4月の改選期から執行できるような減少の方向で検討願う、という意見が出た。

当時、行政改革答申の通りには実現できず。平成17年4月に定めた議員報酬を1万円減額を継続し続けてきた。その後、議員年金制度が廃止になり、議会歳費も減額になっていく。

平成23年度にさかのぼり、議員年金の市町村負担も年間3百万円減額。又、2名の議員定数減により、約5百万円の削減が見込める事もあり、1年程かけ協議をし、定

数減を決定した。

その為、本年5月より議員定数が8名となり特例条例を廃止した。

議員活動の問題点

(総務委員会)

三原村議会では、平成24年、25年に開催した住民説明会も中断している。又、議員本来の責務である住民の中に飛び込み、意見を吸い上げ執行部に提案する案件が少なく、活動が不十分であると考えている。又、せっかく行っている議会活動も住民に十分に伝わっていない。

本会議においても、議案に対しての質疑のあり方等改善すべき点も多く、可決した事業の検証、改善の提案まで踏み込めていない。

又現在、議会と執行部との距離が必要以上に離れすぎていると感じている。そして何より議員個々の勉強不足である事を問題点として共有した。

今後、議会の改善計画を作成し、議会の改革を進める。

新議長挨拶

職責の重たさに身の引き締まる思いをいたしております。私は8年間議会の一員として仕事をしてまいりました。その中で議会の運営、また議員の活動について改善すべき点が数多くあるというふうに考えております。皆様方も同じような気持ちを持っておられる方も多いのではないかとこのように思っております。まずは議員全員で議論を尽くし、その問題点を共有する所から始めたいというふうに考えております。そしてその上で改善策を計画し、それを確実に実行していく事で議会の使命であります具体的な政策の提案、そして最終決定、そして行財政運営の監視をより多くの村民の皆様に見える形で果たしていける仕組みを作っていききたいというふうに考えております。これから2年の任期になろうかと思いますが、皆様方のご協力をよろしくお願いをいたします。

議会組織決まる



議長 武内 茂充



副議長 宮地 臣一

議会運営委員会

◎大倉 民雄 ○浅井 大徳
 嶋田一二三 宮地 臣一 田村 清廣

総務常任委員会

◎浅井 大徳 ○嶋田一二三 新谷 和幸
 宮地 臣一 大倉 民雄 増井 三郎
 田村 清廣 武内 茂充

広報委員会

◎田村 清廣 ○新谷 和幸
 浅井 大徳 宮地 臣一

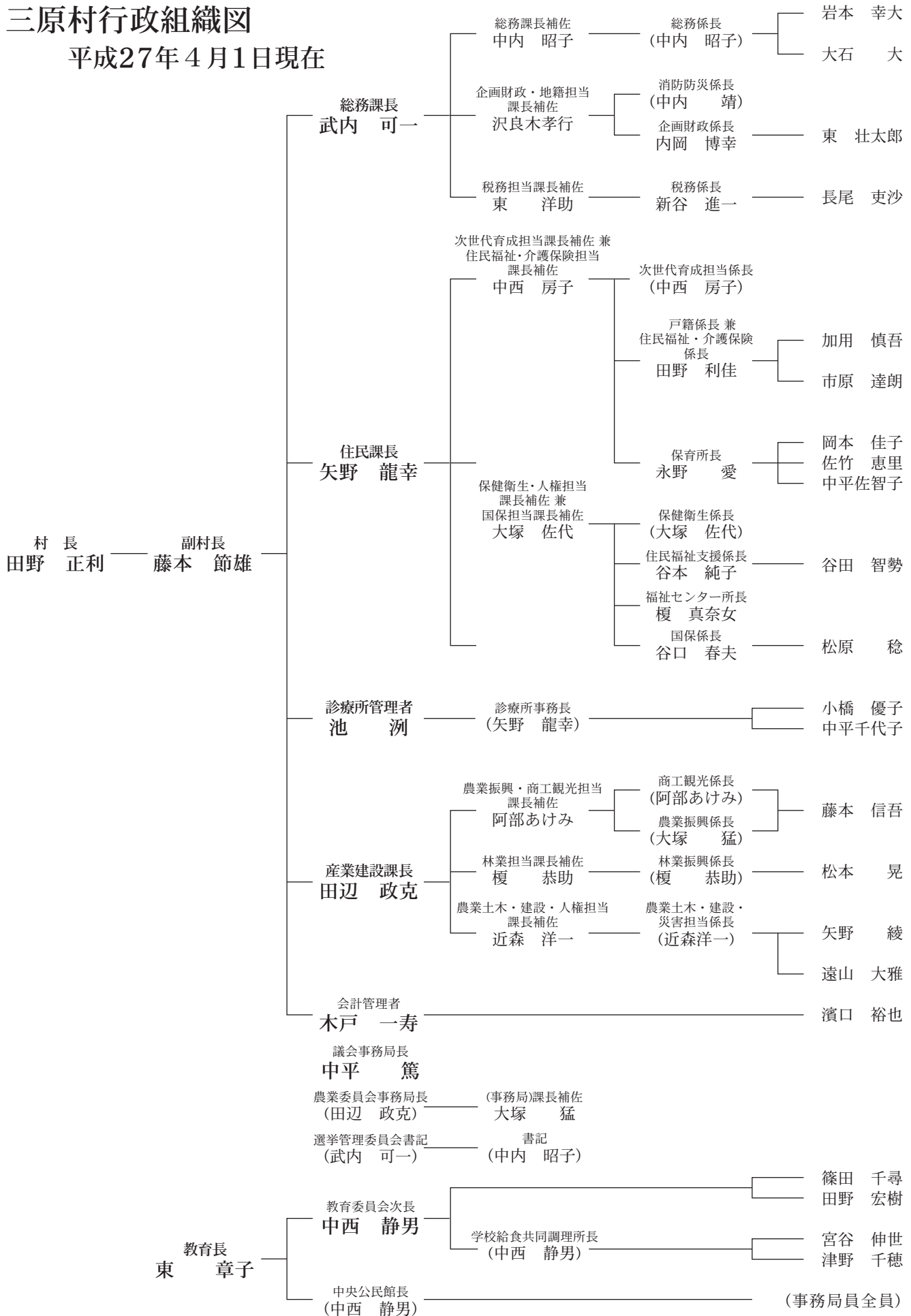
幡多西部消防組合議員

浅井 大徳

各委員会 ◎委員長 ○副委員長

三原村行政組織図

平成27年4月1日現在



平成27年度当初予算の概要

一般会計の総額は、21億5,691万円で、前年度比15.4%の増となっています。

増額の主な要因は、投資的経費の増加(道路改良、道路修繕等の交付金事業費、過年災害復旧事業)と新規制度、新規事業に伴う補助費等の増加が影響しております。

また、国民健康保険などの特別会計を合わせると、29億6,661万円となり、この予算で平成27年度がスタートしています。

【会計別当初予算の状況】

(単位:千円)

| 区 分 | 平成27年度 | | 平成26年度 | | 増減額 | 増減率(%) |
|-----------|-----------|--------|-----------|--------|---------|--------|
| | 当初予算額 | 構成比(%) | 当初予算額 | 構成比(%) | | |
| (1)一般会計 | 2,156,910 | 72.7 | 1,868,300 | 71.6 | 288,610 | 15.4 |
| (2)特別会計 | 809,700 | 27.3 | 742,500 | 28.4 | 67,200 | 9.1 |
| 国民健康保険 | 323,000 | 10.9 | 266,800 | 10.2 | 56,200 | 21.1 |
| 国保診療所 | 46,800 | 1.6 | 45,700 | 1.8 | 1,100 | 2.4 |
| 後期高齢者医療 | 27,500 | 0.9 | 27,500 | 1.1 | 0 | 0.0 |
| 介護保険 | 252,100 | 8.5 | 256,300 | 9.8 | △ 4,200 | △ 1.6 |
| 電気事業 | 47,000 | 1.6 | 42,000 | 1.6 | 5,000 | 11.9 |
| 簡易水道 | 72,600 | 2.4 | 68,200 | 2.6 | 4,400 | 6.5 |
| 農業集落排水 | 40,600 | 1.4 | 35,900 | 1.4 | 4,700 | 13.1 |
| 土地取得 | 100 | 0.0 | 100 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 合計(1)+(2) | 2,966,610 | 100.0 | 2,610,800 | 100.0 | 355,810 | 13.6 |

【一般会計歳入】

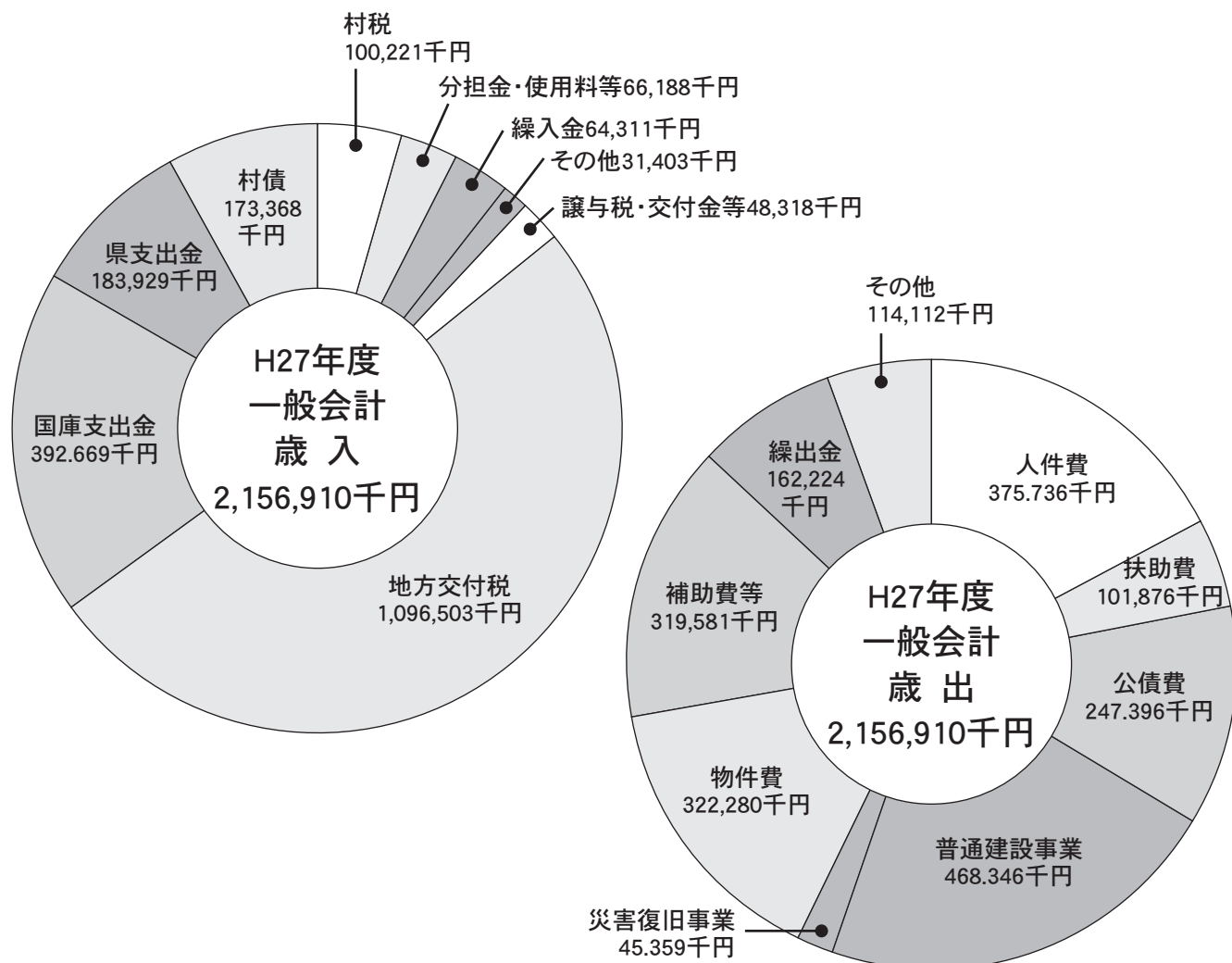
(単位:千円)

| 区 分 | 平成27年度 | | 平成26年度 | | 増減額 | 増減率(%) |
|-----------|-----------|--------|-----------|--------|----------|--------|
| | 当初予算額 | 構成比(%) | 当初予算額 | 構成比(%) | | |
| (1)自主財源 | 262,123 | 12.2 | 233,352 | 12.5 | 28,771 | 12.3 |
| 村 税 | 100,221 | 4.6 | 102,048 | 5.5 | △ 1,827 | △ 1.8 |
| 分担金・使用料等 | 66,188 | 3.1 | 29,094 | 1.6 | 37,094 | 127.5 |
| 繰入金 | 64,311 | 3.0 | 38,965 | 2.1 | 25,346 | 65.0 |
| その他 | 31,403 | 1.5 | 63,245 | 3.4 | △ 31,842 | △ 50.3 |
| (2)依存財源 | 1,894,787 | 87.8 | 1,634,948 | 87.5 | 259,839 | 15.9 |
| 譲与税・交付金等 | 48,318 | 2.2 | 41,738 | 2.2 | 6,580 | 15.8 |
| 地方交付税 | 1,096,503 | 50.8 | 965,707 | 51.7 | 130,796 | 13.5 |
| 国庫支出金 | 392,669 | 18.2 | 231,212 | 12.4 | 161,457 | 69.8 |
| 県支出金 | 183,929 | 8.5 | 205,791 | 11.0 | △ 21,862 | △ 10.6 |
| 村 債 | 173,368 | 8.0 | 190,500 | 10.2 | △ 17,132 | △ 9.0 |
| 合計(1)+(2) | 2,156,910 | 100.0 | 1,868,300 | 100.0 | 288,610 | 15.4 |

【一般会計歳出】

(単位:千円)

| 区 分 | 平成27年度 | | 平成26年度 | | 増減額 | 増減率(%) |
|---------------|-----------|--------|-----------|--------|----------|--------|
| | 当初予算額 | 構成比(%) | 当初予算額 | 構成比(%) | | |
| (1)義務的経費 | 725,008 | 33.6 | 730,612 | 39.1 | △ 5,604 | △ 0.8 |
| 人件費 | 375,736 | 17.4 | 368,304 | 19.7 | 7,432 | 2.0 |
| 扶助費 | 101,876 | 4.7 | 97,052 | 5.2 | 4,824 | 5.0 |
| 公債費 | 247,396 | 11.5 | 265,256 | 14.2 | △ 17,860 | △ 6.7 |
| (2)投資的経費 | 513,705 | 23.8 | 394,381 | 21.1 | 119,324 | 30.3 |
| 普通建設事業 | 468,346 | 21.7 | 370,877 | 19.9 | 97,469 | 26.3 |
| 災害復旧事業 | 45,359 | 2.1 | 23,504 | 1.3 | 21,855 | 93.0 |
| (3)その 他 | 918,197 | 42.6 | 743,307 | 39.8 | 174,890 | 23.5 |
| 物件費 | 322,280 | 14.9 | 298,629 | 16.0 | 23,651 | 7.9 |
| 補助費等 | 319,581 | 14.8 | 233,995 | 12.5 | 85,586 | 36.6 |
| 繰出金 | 162,224 | 7.5 | 153,230 | 8.2 | 8,994 | 5.9 |
| その他 | 114,112 | 5.3 | 57,453 | 3.1 | 56,659 | 98.6 |
| 合計(1)+(2)+(3) | 2,156,910 | 100.0 | 1,868,300 | 100.0 | 288,610 | 15.4 |



火災 救急は119

～無防備な 心に火災が かくれんぼ～

6月7日(日)から6月13日(土)まで、危険物安全週間。

無事故へと
気持ち集中
はっけよい

危険物安全週間とは？

危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。

身近にある危険物

危険物を取り扱う事業所における自主保安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。

私たちのまわりの危険物

- ★化粧品 ○マニキュア ○除光液
- ★その他 ○防水スプレー ○靴クリーナー ○アロマオイル
- 高濃度アルコール飲料
- アウトドア用助熱剤(主成分としてアルコール類を使用)
- ★燃料 ○ガソリン ○軽油 ○灯油
- ★塗料 ○合成樹脂塗料 ○ラッカーシンナー
- ★文房具 ○接着剤 ○油絵用とき油

セルフ付ガソリンスタンドの安全は利用の為に

ドライバーの皆さんが自分で給油をするセルフ式ガソリンスタンドは、近辺に設置され身近な存在になっています。セルフ式ガソリンスタンドは、いろいろな安全装置付きの機器がもうけられるとともに、従業員がドライバーの皆さんの行う給油作業を見守っています。

しかし、ガソリンや軽油は、その取扱方法を誤ると大きな事故につながりかねません。利用するドライバーの皆さんも、次の事項に十分注意して安全な給油作業を心がけましょう。

1. エンジンOFF!
2. 油種の確認!
3. 静電気除去シートにタッチ!
4. ノズルは奥までレバーをしっかりと!



5. 注ぎ足し給油をしない!
6. 給油口キャップの置き忘れに注意!

宿毛消防署から 三原分署への異動職員

平成27年4月1日から熊谷崇浩と入れ替わる形で、宿毛消防署から三原分署に来た伊与田良彦です。土地勘がないので三原分署の仲間に助けてもらいながら地理を覚えている所です。全力で頑張りますので、よろしくをお願いします。



伊与田良彦
(いよたよしひこ)



住宅用火災警報器の設置について

改正消防法が施工され、既存住宅の、寝室や階段上に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

電気店・ホームセンター・ガス販売店で、2,000円～15,000円前後で販売しております。

取り付けは商品付属の説明書に従っていたり、できれば、簡単に取り付けできます。



住宅用火災警報器についてのお問い合わせ先
幡多西部消防組合三原分署 予防係 Tel 0880-46-2629

下長谷自主防災会 知事表彰状を授与

平成27年3月24日に高知市のサンライズホテルにおいて、平成26年度高知自主防災組織知事表彰式が開催され、三原村から、下長谷自主防災会が表彰されました。代表として会長の岩井清さんが、知事から表彰状を受け取りました。

今年度、表彰された自主防災組織は4団体でした。

下長谷自主防災会は、県下一斉の避難訓練を主催するなど、地域の防災に大きく貢献していただきました。



「幡多広域特産品等県外発信支援事業」のご案内

幡多広域市町村圏事務組合では、幡多広域ふるさと市町村圏基金を活用して、圏域内の地場製品のPR及び消費拡大を促進するため「幡多広域特産品等県外発信支援事業」により補助金を交付しています。この事業は、圏域内に事務所を有する事業者が行う圏域内の特産品等の地産外商・県外販路拡大を目的とする事業です。

【補助対象者】

- ① 幡多広域内に本社又は主たる事業所を有する中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- ② その他組合長が認める団体

【補助対象経費】

イベント出店料、特産品等送料、チラシ代、宿泊費、交通費、高速道路使用料その他組合長が必要と認めるもの

【補助条件等】

- 出展期間中、原則5千人以上の集客が見込めるイベント等
- 広域観光パンフレット配布・PR
- 市町村補助金・負担金を除き、県等の公的機関から補助金等の助成金がある場合は、事業に要した経費から当該助成金を差し引いた額を補助対象経費とする。

【補助限度額】

- | | | |
|----------|--------------|---------|
| 1事業者1回限り | ● 近畿、中国、九州地方 | 50千円以内 |
| | ● 中部地方以北 | 100千円以内 |

【問い合わせ先】 幡多広域市町村圏事務組合（幡多クリーンセンター） ☎0880-31-2600

8月は『電気使用安全月間』です

夏季は、皮膚の露出が多くなり、発汗のため皮膚がぬれて電気が通りやすくなります。

また、疲労から注意力も散漫になりがちで、感電などの電気事故は夏季（7～9月）に集中して発生しています。

そのため、経済産業省では、8月を『電気使用安全月間』と定め、関係各団体が相互に連携協力し、集中的に安全運動を展開しています。

電気安全のご相談はお気軽にお電話ください。



中村・宿毛・清水・各地区電気工事業組合

一般財団法人 四国電気保安協会 高知支部中村事業所

☎0880-34-6431

四国電力株式会社 中村支店

☎0120-410-787

マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まります

マイナンバー(社会保障・税番号)は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられます。

- 1 行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続きが正確でスムーズになります。
- 2 添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減します。行政機関が持っている自分の情報の確認や、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ることも可能になります。
- 3 所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになります。

番号はいつ、どのように通知されますか？

今年10月以降、住民票を有する国民の皆様一人一人に、12桁のマイナンバーが通知されます。中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。原則として、市町村から、住民票の住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方はご注意ください。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、一生変更されませんので、大切にしてください。

マイナンバーはどのような場面で使用することとなりますか？

来年(平成28年)1月以降、順次、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。例えば、

1. 年金を受給しようとするときに年金事務所にマイナンバーを提示
2. 健康保険を受給しようとするときに健康保険組合にマイナンバーを提示
3. 毎年6月に児童手当の現況届を出すときに市町村にマイナンバーを提示
4. 所得税及び復興特別所得税の確定申告をするときに税務署にマイナンバーを提示
5. 税や社会保障の手続きで、勤務先や金融機関にマイナンバーを提示

といった場面で利用することになります。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や自治体の条例で定められた行政手続きしか使用することはできません。

情報提供ネットワークシステムを通じた各機関の間の情報連携は、国は平成29年1月以降、地方公共団体は平成29年7月以降、順次始まります。

高知県総務部統計課 経済統計グループ 近澤

○情報連携により、申請時の課税証明書等の添付省略など、国民の負担軽減・利便性向上が実現します。

マイナンバーを他人に提供してもよいのですか？

マイナンバーは、法律で定められた目的以外にむやみに他人にマイナンバーを提供することはできません。他人のマイナンバーを不正に入手したり、他人のマイナンバーを取り扱っている人がマイナンバーを含む特定個人情報を他人に不当に提供したりすると処罰の対象になります。

個人情報が一元管理され、外部に漏れるおそれはありませんか？

個人情報が外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーでなりすましが起こるのではないかと、といった懸念の声もあります。マイナンバーを安心・安全にご利用いただくため、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じています。

制度面の保護措置としては、法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管は禁止しています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関がマイナンバーが適切に管理されているか監視・監督します。さらに法律に違反した場合の罰則も、従来より重くなっています。

システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理せず、従来通り、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理します。また、行政機関の間で情報のやりとりをするときも、マイナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限し、通信する場合は暗号化を行います。

また、情報提供ネットワークシステムを使って自分の個人情報をいつ、誰が、なぜやりとりしたのか、ご自身で確認していただける手段として、平成29年1月からマイ・ポータル(情報提供等記録開示システム)が稼働する予定です。

個人番号カードは何に使えるのですか？

個人番号カードは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真が表示され、裏面にマイナンバーが記載されます。個人番号カードは、市町村に申請していただくことで、平成28年1月以降、交付される予定です。

個人番号カードは、①本人確認のための身分証明書として利用できるとともに、②カードに搭載されるICチップや電子証明書を活用することにより、お住まいの市町村の図書館利用証や印鑑登録証など各地方公共団体が条例で定めるサービスにも使用できるほか、e-Taxをはじめ、各種電子申請を行うことができます。マイナンバーはカードの裏面に記載されますが、法律で認められた場合を除き、個人番号カードの裏面をコピーすることなどは法律違反になるので、注意してください。

なお、ICチップには、券面に書かれている情報のほか、電子申請のための電子証明書が記録されますが、所得の情報や病気の履歴などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。そのため、個人番号カードから全ての個人情報が分かってしまうことはありません。

法人番号とは何ですか？

法人にも13桁の法人番号が指定され、広く公開されます。個人番号と異なり、官民間問わず、自由に利用できます。

マイナンバーについてさらに詳しい情報はホームページまで。コールセンターも開設しています

マイナンバー制度のよくある質問(FAQ)や最新情報は、内閣官房のマイナンバー(社会保障・税番号)制度のホームページに掲載しています。特定個人情報保護委員会、総務省、国税庁、厚生労働省等の特設サイトへもリンクしています。「マイナンバー」で検索してください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

平成26年10月から、マイナンバーのコールセンターを開設しています。マイナンバーについてご不明な点がある方や、さらに詳しい情報を知りたい方は、お気軽にお問い合わせください。

電話番号 0570-20-0178 (外国語は0570-20-0291)

開設時間 平日9時30分から17時30分まで

(平成27年10月から平成28年3月までの半年間は、平日の開設時間を20時まで延長。年末年始を除く土日祝日も17時30分まで開設予定。)

国際交流員の

ジェニファー・コリングスです! ★

vol.5



素敵な花見季節があつという間に過ぎ、早くも初夏の時期になりました。

3月から5月にかけて、オーストラリアから親戚や友達が次々と三原村に遊びに来てくれ、とても楽しい春を過ごしました。三原村を案内しながら、本村の魅力と良さを改めて感じました。

最初に来たのは、夫ティムの妹と妹の彼氏でした。丁度水仙と菜の花がきれいな時期に到着し、三原村の風景を楽しみながら散歩に行ったりドライブをしたりして、三原村での時間を満喫しました。

三原村の印象を尋ねてみると「のんびりできる」と返事をしてくれました。

次に訪れたのは私の親でした。桜が満開の時だったので、三原村周辺で花見を楽しみました。

親にとって特に印象的だったのが「三原村のきれいな空気」と「フレンドリーな村民」と「食材の新鮮さ」でした。

5月のゴールデンウィークには、私の親友とその夫が遊びに来ました。日本の大都市を旅行してから三原村に来たので、第一印象は「こんな大自然があふれているところが日本にあると思わなかった」と言っていました。あちらこちらに鯉のぼりが泳いでいる、日本の独特な風景を楽しんで帰りました。

また6月に夫ティムの親も三原村に来ますので、三原村は2015年の国際観光ホットスポットになるでしょう!



宿毛ハーフマラソン *****

4月18日に宿毛マラソンに参加して、ハーフ(21.1キロ)を完走しました。生まれて初めてこんなに長い距離を走りましたので、走る前は不安でいっぱいでした。冬からトレーニングを始めて、毎週三原村を走り回って、だんだん走れる距離を伸ばしました。このトレーニングのおかげで体力的にプラスになり、色々な集落(柚ノ木、宮ノ川、上下長谷、皆尾、広野、亀ノ川など)を知れ、さらに地元の知識が増えました。





4年間も三原村で国際交流員として活躍してこられたチェイス・ハーディさんが、奥さんと長男くんを連れて5月20日に三原村に帰って来てくれました。三原村らしく歓迎しました。

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料は、月額15,590円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、納付を督促する文書(督促状)を送付し、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金を課すだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

※ 納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

出張年金相談開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

- 開設日:平成27年6月18日(木曜日) ○相談時に必要なもの
- 開設時間:午前10:00～午前12:00まで ・年金手帳 ・年金証書
- 開設場所:三原村役場・第三会議室 ・その他日本年金機構から交付された文書

※代理の方が相談に来られる場合は、併せて委任状と写真付きの身分証明書等(運転免許証推奨)が必要です。

委任状が必要な方は三原村住民課(46-2111)までお問い合わせください。

自動車税の納付について[高知県からのお知らせ]

自動車税の納付期限は6月1日となっています。納付は必ず納付期限までに、銀行、郵便局、農協などお近くの金融機関でお済ませください。

本年度も、コンビニエンスストアでの納付が可能となっています。平日に納付できない方などは、納税通知書持参のうえ、ご利用ください。(詳しくは、納税通知書の裏面をご覧ください。)

なお、納税通知書が届いていない方がおいでましたら下記までご連絡ください。

また、身体障害者等の方の減免の手続き期限も6月1日までとなっておりますので、ご注意ください。

連絡先・高知県幡多県税事務所 電話番号 0880-35-5972



村税納付

期限のお知らせ

- 村県民税 1期 平成27年6月30日まで
 - 固定資産税 2期 及び 国民健康保険税 1期 平成27年7月31日まで
- よろしくお祈いします。

森林経営計画制度について

平成23年度の森林法改正により、面的なまとまりのある森林を対象に施業集約化や効率的な路網整備を進め、持続的な森林経営を確保していく目的に創設された制度です。

森林経営計画は、一体となった森林で間伐などの施業等を計画するもので、主に二つの大きなねらいがあります。一つは資源として充実してきた森林を効率的に整備し、まとめて木材を供給していくことです。もう一つは計画に基づいた適切な森林の施業と森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させていくことです。

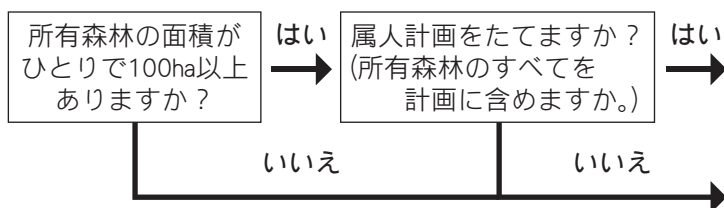
森林経営計画の種類

平成26年4月の制度改正により、「区域計画」が追加され、林班単位の計画に加え、一定の区域内で30ha以上を確保すれば計画を立てられるようになり、地域の状況に応じた形での計画作成に取り組みやすくなりました。

| 既存の種類 | H26.4.月以降の種類 | 種類の説明 | 面積要件 | 間伐の下限面積・伐採可能材積要件 |
|-------|--------------|--------------------------|-----------------|--------------------------------|
| 属地計画 | 林班計画 | 林班単位で森林経営計画を立てる場合 | 林班の1/2以上の面積 | 間伐は下限面積以上計画。伐採可能材積はカメラルタキセ式で計算 |
| | 区域計画 | 区域内で森林経営計画を立てる場合 | 区域内で30ha以上の面積 | |
| 属人計画 | 属人計画 | 所有森林100ha以上で森林経営計画を立てる場合 | 所有森林が100ha以上の面積 | |

森林経営計画を立てる方法

自分で計画を立てる場合



『属人計画を立てる』

所有森林のすべてを対象にした計画を単独で立てることができます。
*他の森林所有者から受託した森林も計画の対象になります。

『林班計画または区域計画を立てる』

「林班または複数林班の2分の1以上(林班計画)」、または「区域内で30ha以上(区域計画)」の面積を所有、または受託している場合は単独で計画を立てることができます。

上の条件に所有・受託森林が足りない場合は、他の森林所有者や森林経営の受託者(森林組合・林業事業体など)と共同で、森林を面的にまとめて計画を立てることができます。

自分で計画を立てない場合



『森林の経営を委託する』

森林組合や林業事業体などに森林の経営(施業及び保護)を委託し、森林を面的にまとめて計画を立ててもらうことができます。

*森林の経営の委託は、期間を定めて森林の施業と保護を委託するものであり、所有者の財産権を渡すものではありません。

森林経営計画作成等への支援制度

○森林整備地域活動支援交付金(ソフト事業)

森林経営計画の作成や施業の集約化に必要な緒活動及び既存路網の簡易な改良に係る経費を支援します。

○詳しくは、森林経営計画の認定を受けようとする森林が所在する市町村役場または、最寄りの林業(振興)事務所又は森づくり推進課までお問い合わせください。

森林環境税 について

個人県民税(均等割年額)には、森林環境税500円が含まれています。森林環境税は、「森林環境の保全」のための事業や「県民参加の森づくり」を進めるための事業等に活用されます。

■税に関する問合せ先:高知県総務部総務課 ☎0880-823-9308

■使途に関する問合せ先:高知県林業振興・環境部

林業環境政策課

☎088-821-4586



ご存知ですか?平成27年度間伐事業等の支援制度

自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業(自伐林家等を含む。)

■緊急間伐総合支援事業(県事業) 下表以外に…路網整備(500~1,500円/m)など

| 区分 | 作業種 | 対象林齢 | 事業内容 | 事業規模 | 伐採率 | 補助要件等 | 補助率 |
|--------------|------|--------------------------------------|--|---|-----|--|--|
| 森林環境保全直接支援事業 | 除伐 | ~25年生(除伐) | 不用木の除去、不良木の淘汰 | 0.1ha以上/施行地 | 規定無 | 下記の①、②、③のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②森林施業計画の認定を受けた者。 ③特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。 ・②については、残計画期間に限る。 | 68% |
| | 保育間伐 | A:~35年生(保育間伐A) B:林齢制限なし(保育間伐B) | A:不用木の除去、不良木の淘汰 B:伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不用木の除去、不良木の淘汰 | 0.1ha以上/施行地 | 30% | 下記の①、②、③のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②森林施業計画の認定を受けた者、かつ集約化実施計画の対象森林。 ③特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者、かつ集約化実施計画の対象森林。 ・②については、残計画期間に限る。 ・いずれも事前計画の提出が必要。(森林作業道の計画を含む) | |
| | 搬出間伐 | ~60年生 ※森林経営計画に基づく場合は標準伐期齢の2倍以下の林齢 | 不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積 | 0.1ha以上/施行地 ①森林経営計画に基づく場合 森林経営計画ごとに間伐・更新伐の施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m3以上 ②森林施行計画又は特定間伐促進計画に基づく場合 集約化実施計画ごとに間伐・更新伐のそれぞれにおいて施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m3/ha以上 | | | |
| | 更新伐 | ~90年生 | 不用木の除去、不良木の淘汰、障害木やあばれ木等の伐倒、搬出集積 | | | | |
| 環境林整備事業 | 間伐 | C:~60年生(保育間伐C) | 不用木の除去、不良木の淘汰 | 0.1ha以上/施行地 | | | 下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①県・市町村(ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と締結した場合、又は寄付や分取契約解除等により公有林化した森林で実施した場合に限る。) ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人等(ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施することを除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。) |

■森林整備加速化事業(未利用間伐材利用促進対策)(国庫事業) 下表以外の作業種…路網整備

| 作業種 | 対象林齢 | 事業内容 | 事業規模 | 伐採率 | 補助要件等 | 補助率 |
|------|---|--------------------|--|-----|---|------------------|
| 搬出間伐 | 7齢級以下(伐採木の平均胸高直径が18cm未満や搬出材積が造林事業の県平均以下の場合等については林齢制限なし) | 不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積 | 0.1ha以上/施行地 事業を実施する1施行地の搬出材積が1m3/ha以上 | 30% | ①県及び地域協議会の構成員のうち、市町村、森林所有者、森林組合等、森林法施行令第11条に定める特例非営利活動法人等、森林経営計画認定者等、特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者並びに知事が認める者 ②同一林班又は区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とすること。 | 定額 236千円/ha以内 |

■みどりの環境整備支援交付金(県事業)…造林事業への高上げ(造林事業と合計で概ね90%相当)

| 作業種 | 対象林齢 | 事業内容 | 補助要件等 | 補助率 |
|------|---------|---|-------------------------------|--------------|
| 除伐 | 11~25年生 | 除伐:不用木の除去(森林環境保全直接支援事業) | 造林事業で採択された除伐及び保育間伐(A・B・C)とする。 | 定額54,000円/ha |
| 保育間伐 | 11~35年生 | 保育間伐A:不用木の除去、不良木の淘汰(森林環境保全直接支援事業) | | 定額35,000円/ha |
| | 11~45年生 | 保育間伐B:伐採木の平均胸高直径が18cm未満の不用木の除去、不良木の淘汰(森林環境保全直接支援事業) | | 定額30,000円/ha |
| | 11~45年生 | 保育間伐C:不用木の除去、不良木の淘汰(環境林整備事業) | | 定額23,000円/ha |

自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業(自伐林家等を含む。)

■緊急間伐総合支援事業(県事業) 下表以外に…路網整備(500~1,500円/m)など

| 作業種 | 対象林齢 | 事業名 | 事業規模 | 伐採率 | 補助要件等 | 補助率 |
|-----|---------|-----------------|-------------|-----|---|---------------|
| 間伐 | 11~60年生 | 公益林保全整備事業(保育間伐) | 0.1ha以上/施行地 | 30% | 保安林又は市町村森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林で集約化が困難な森林国庫補助事業の対象とならない森林 国庫補助事業の対象とならない森林 | 定額80,000円/ha |
| | 31~60年生 | 森林整備支援事業(搬出間伐) | | | | 定額183,000円/ha |

再造林及び被害防護施設等に対する支援制度

■森林資源再生支援事業(県事業)…造林事業への高上げ

| 作業種 | 補助要件等 | 補助率 |
|----------|---|---------------------------------|
| 再造林 | 造林補助事業で採択された人工造林及び附帯施設等整備(鳥獣害防護施設等整備)、下刈り(隔年)とする。 ただし、シカ被害防護施設については、再造林と一体的に実施するものとする。 | 22%以内(造林補助率68%の場合は、合わせて90%となる。) |
| シカ被害防護施設 | | |
| 下刈り(隔年) | | |

注意! : 上記の事業を実施した場合には転用制限時間(5年又は10年)がありますので、山林を開発、転売、皆伐などを計画する場合は、必ず下記の問い合わせ先へ連絡してください。

お問い合わせ先

高知県 林業振興・環境部木材増産推進課(間伐担当) 088-821-4602
 安芸林業事務所 0887-34-1181 中央東林業事務所 0887-53-0655
 嶺北林業振興事務所 0887-82-0162 中央西林業事務所 088-893-3612
 須崎林業事務所 0889-42-2371 幡多林業事務所 0880-35-5977
 ■もしくは、お近くの市町村、森林組合までお問い合わせください。

みどりの環境整備支援交付金と公益林保全整備事業には、みなさまからお預かりした森林環境税が活用されています。



狩猟免許試験のご案内

以下のとおり狩猟免許試験が実施されます。

シカやイノシシなどの被害にお困りの農林業の皆様をはじめ、たくさんの方の受験をお待ちしております。

| 試験日 | 試験を実施する免許の種類 | 締切 | 会場 |
|-----------------------|----------------|----------------|------------------------------|
| 6月 7日(日曜日) 午前10時から | わな猟 | 5月28日 (木曜日) | 高知県立大学(池キャンパス) 高知市池2751-1 |
| 6月20日(土曜日) 午前10時から | 第一種銃猟 第二種銃猟 | 6月11日 (木曜日) | 田野町ふれあいセンター 安芸郡田野町1456-42 |
| 6月21日(日曜日) 午前10時から | わな猟 | | |
| 7月 4日(土曜日) 午前10時から | 第一種銃猟 第二種銃猟 | 6月25日 (木曜日) | 四万十市立中央公民館 四万十市右山五月町8-22 |
| 7月 5日(日曜日) 午前10時から | わな猟 | | |
| 7月19日(日曜日) 午前10時から | わな猟 | 7月 9日 (木曜日) | 高知県立大学(池キャンパス) 高知市池2751-1 |
| 8月29日(土曜日) 午前10時から | 第一種銃猟 第二種銃猟 | 8月20日 (木曜日) | |
| 8月30日(日曜日) 午前10時から | わな猟 網猟 | | |

【受験料】 初心者:5,200円、一部免除者:3,900円

【申請書配布場所】 県庁鳥獣対策課、各地区猟友会、(市町村役場農林課等)

【申請方法】 各試験日の締切日まで必着するよう持参又は郵送

【申請及び問い合わせ先】 県庁鳥獣対策課 (☎088-823-9042)

【その他】 (一社)高知県猟友会 (☎088-856-6641) 主催の予備講習会があります。



第26回幡多ふれあい医療公開講座

日 時:平成27年6月21日(日)
13:00開場 13:30~16:00(終了予定)

場 所:宿毛市立宿毛文教センター



#1 大きな災害と医療

幡多けんみん病院

麻醉科部長

片岡 由紀子

#2 幡多地域を襲う南海地震の事前防災

高知大学総合研究センター

防災部門特任教授 岡村 眞

主催:高知県立幡多けんみん病院

後援:四万十市・宿毛市・土佐清水市・黒潮町・大月町・三原村・幡多福祉保健所・幡多医師会
高知新聞社・RKC高知放送

三原村道徳教育地域連携事業《3年目》

「夢と希望・生きる自信と勇気を育む 地域ぐるみの道徳教育の推進」

来月、6月21日(日)に小・中学校道徳教育参観日が行われます。毎年、小学校は全学級が道徳公開授業を行い、地域の方に入っただく道徳の授業を行っています。今年度も地域の方にお世話になります。そして、中学校は同じ時間帯に小学校の体育館で全校道徳を行う予定です。小・中学校が同時時間帯にどのような道徳の学習をしているのか、保護者や地域の方々に見っただくチャンスです。是非ご自由にご参観していただければと思います。

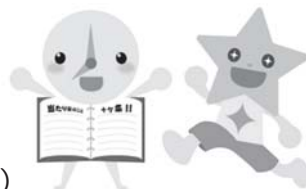
また、その後『道徳フォーラム』(話し合い)と題しまして、小学生・中学生・地域の方と一緒に意見交換会も予定しています。テーマは「あいさつ」についてみんなで考え合い、「笑顔とあいさつ日本一の村」になるよう、みなさんで盛り上げていきましょう。

どうぞ授業参観後には、小学校の体育館の方までお越しいただければと思います。

☆道徳参観日の日程

6月21日(日)

- 5時間目(道徳公開授業)……小学生(13:40~14:25)
中学生(13:40~14:30)
- 道徳フォーラム……14:45~15:45(小学校体育館)



6月21日は、子ども達が授業で頑張っている姿を見た後、村のみんなで意見交流する日にしませんか？きっと素敵な時間になると思います。

(上下長谷サロンでのミニ道徳授業)



(授業開始時の様子)



授業の開始時にはみんなあいさつしています。

(地域の方の意見を聞いているところ)



色々な意見が出て交流しました。

(生徒主体のエンカウンター朝会での様子)



みんなで一日が元気にスタート!

婚活イベントでの独身者を支援する ボランティア募集!!

結婚を希望する独身者が参加するイベントで、独身者の出会いを交際・結婚へとつなげるボランティア「カップルサポーター」を募集します。

「高知で恋しよ!! 応援サイト」に掲載しました出会いのイベントでは26年度に250組を超えるカップルが誕生しています。このイベント等において独身者のサポートをするボランティア(カップルサポーター)を募集します。説明会及び養成講座を開催しますので興味のある方はメール、FAX、電話でお申込みください。

| 日 | 時間 | 場所 |
|---------|-------------|----------------------------------|
| 6/14(日) | 9:00~12:00 | 高知共済会館 3F 桜(高知市本町5丁目3-20) |
| 6/15(月) | 18:00~21:00 | 高知共済会館 4F 浜木綿(高知市本町5丁目3-20) |
| 6/17(水) | 13:30~16:30 | 安芸市民会館 2F 4号室(安芸市矢ノ丸3丁目12) |
| 6/17(水) | 18:00~21:00 | 安芸市民会館 2F 4号室(安芸市矢ノ丸3丁目12) |
| 6/23(火) | 13:30~16:30 | 四万十市中央公民館 2F 研修室I(四万十市右山五月町8-22) |
| 6/23(火) | 18:00~21:00 | 四万十市中央公民館 2F 研修室I(四万十市右山五月町8-22) |

申込締切平成27年6月11日(木)

高知家の出会い・結婚・子育て応援コーナー

TEL:088-821-8080 FAX:088-821-8100

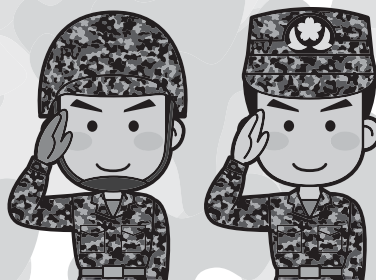
E-mail:kochike.ouen@pony.ocn.ne.jp

Japan Self Defense Forces 自衛官・予備自衛官補 募集案内

自衛隊には

一般的な自衛官・幹部自衛官・予備自衛官補の他に、
パイロット・医師・看護師になるための学生など18歳~54歳までの
各種募集種目があります。

また、約100種類の仕事の種類があり、やりたい仕事もきっと見つかると思います!
「こんな仕事自衛隊にありますか?」とお気軽にお問い合わせください。



〒787-0033 高知県四万十市中村大橋通6-3-7とらやビル3階
防衛省・自衛隊 高知地方協力本部 四万十地域事務所
(0880)35-3096 担当:佐藤

放送大学10月生募集のお知らせ

放送大学では、平成27年度第2学期(10月入学)の学生を募集しています。
放送大学はテレビ等の放送や、インターネットを利用して授業を行う通信制の大学です。
働きながら学んで大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、様々な目的で幅広い世代、
職業の方が学んでいます。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

出願期間は第1回は8月31日まで、第2回は9月20日まで。

資料を無料で差し上げています。

お気軽に放送大学高知学習センター(☎088-843-4864)までご請求下さい。

放送大学ホームページでも受け付けております。

宿毛駅および土佐佐賀駅 空きスペース活用者の募集について

現在、土佐くろしお鉄道(株)は、各駅構内の空きスペースを活用していただける方を募集しています。詳しくは下記までお問い合わせください。

宿毛駅 | 面積:67.55㎡ 使用料:月額 40,000円



土佐佐賀駅 | 面積:①7.4㎡/②6.16㎡/③7㎡ 使用料:月額①5,770円/②4,120円/③8,100円



賃料について、ご相談に乗ります！現場見学など、お気軽にご連絡ください。

問い合わせ先

土佐くろしお鉄道(株)営業課 ☎0880-35-4962

(平日8時30分～17時30分)

第12回 三原つつじ祭り開催



4月18日(土)、快晴に恵まれたうらかな日
和のなか、今年も12回目
の三原つつじ祭りが開
催されました。
幡多農業高校馬術部
の協力のもと行われる
「あげ馬」では、騎手の見
事な手綱さばきや疾駆
する駿馬の迫力に、多く
の方々から歓声があが
りました。
また、「つつじ山
ウォーキング」、「お楽し
み抽選会」に「もち投げ」
といったイベントが行
われて、おわりまで沢山
の人々でにぎわうお祭
りとなりました。

